

薬食発1021第1号
平成25年10月21日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿



厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第120号）が別添のとおり公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる7物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ① キノリン-8-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1*H*-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ② キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ③ *N*-(ナフタレン-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ④ *N*-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1*H*-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ⑤ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- ⑥ 1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- ⑦ 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年10月21日）から起算して30日を経過した日（平成25年11月20日）から施行すること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
（厚生労働二二〇）

〔告示〕

○外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件の一部を改正する件
（総務三九七）

○除籍の一部が滅失した件
（法務三八七）

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
（財務・農林水産二八）

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件（同二九）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三〇）
○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件
（厚生労働三三六）

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
（農林水産二六七二）

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二六七二）
○農業経営基盤強化促進法附則第十一项の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二六七三）

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同二六七四）
○平成二十六年産の蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同二六七五）

○平成二十六年産の春種えばれいしよに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同二六七六）
○高速自動車国道に関する件
（国土交通一〇三二）

○一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件
（同一〇三三）
○運輸審議会から答申があった件
（同一〇三三）

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同一〇三四）

○航路標識に関する件
（海上保安庁一九六〇一九八）

○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件
（環境九四）

○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同九五）

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件
（防衛一九九）

○浄化槽の型式の認定を更新した件
（関東地方整備局四三三、四三四）

○道路に関する件
（北陸地方整備局八三）

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（近畿地方整備局二二六）

○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（中国地方整備局二四七）
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定内容を変更した件
（同一四八）

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（九州地方整備局一八三）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（北海道開発局一一六）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

人事院 内閣府 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料及び飼料添加物について（公表）
（農林水産省）

労働

争議行為の通知の公表について
（厚生労働省）

〔公告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係
会社その他

三

五

九

九

九

八

六

五

